

2017年(平成29年)1月5日 木曜日

Q 私は会社を経営しています。従業員への貸付金について、給与から天引きすることは問題ないですか。

従業員への貸付金

給与から天引きできる？



A 使用者は原則として労働者に対し賃金全額を支払わなければならない。賃金の一部を控除して支払うことはできません。これを全額払いの原則といいます。

この全額払いの原則には二つの例外があります。

まず、労使協定を締結した場合です。事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者との書面による協定を締結することにより賃金の一部を控除するというものです。

労使協定には①控除の対象となる具体的な項目②各項目別に定める控除を行う賃金の支払日―を記載する必要があるります。例えば、社内貸付制度による貸付金の返済金について賃金や賞与、退職金の支払時に控除する旨を記載することが考えられます。

二つ目は、労働者と控除について合意する場合です。合意は、労働者の自由な意思に基づくもの

と認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在することが必要です。これが認められなければ控除はできません。

具体的には、同意に至った経緯や態様、労働者の利益の有無、時期、相殺額の多寡などを基準に判断されます。使用者は、労働者に十分な説明を行って考える時間的余裕を与えた上で、書面による同意を得ることが必要です。

控除の額については、労働者との合意に基づく場合には限度額はありません。労使協定の場合で労働者の意思に関係なく控除する場合は、賃金額の4分の3については控除できないとされています。労使協定により上限なく控除するためには、社内貸付規定という就業規則に該当する規程を設けて、控除することを定めるか控除することについて労働者の同意を得ておく必要があります。(弁護士 松田健太郎)